

地域経済牽引事業の促進区域内における特定事業用機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法42の11の2①、68の14の3①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

特定事業用機械等の区分	1	42条の11の2第1項()号 68条の14の3第1項()号	42条の11の2第1項()号 68条の14の3第1項()号	42条の11の2第1項()号 68条の14の3第1項()号	
事業の種類	2				
(機械・装置の耐用年数表の番号) 特定事業用機械等の種類等	3	()	()	()	
特定事業用機械等の名称	4				
取得等年月日	5	・	・	・	
事業の用に供した年月日	6	・	・	・	
購入先	7				
取得価額	8	円	円	円	
取得価額の合計額が80億円を超えることによる修正取得価額	9				
特別償却率	10	$\frac{20、40又は50}{100}$	$\frac{20、40又は50}{100}$	$\frac{20、40又は50}{100}$	
特別償却限度額 (8)又は(9)×(10)	11	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適用要件等	都道府県知事の承認を受けた年月日	13	・	・	
	主務大臣の確認を受けた年月日	14	・	・	
	一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額	15	円	円	円
	新設又は増設の区分	16	新設・増設	新設・増設	新設・増設
	その他参考となる事項	17			

特別償却の付表(五) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分